

スクールカウンセラー活用ガイドライン

～学校における教育相談体制の充実に向けて～



徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

スクールカウンセラー活用ガイドライン
～学校における教育相談体制の充実に向けて～

目 次

1	スクールカウンセラー導入の背景	1
2	スクールカウンセラー導入のねらい	1
3	スクールカウンセラーの職務内容	1
	(1) 児童生徒へのカウンセリング	
	(2) 保護者への助言・援助	
	(3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助	
	(4) 児童生徒を対象とした心理教育プログラムの実施	
	(5) 教職員へのコンサルテーション	
	(6) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施	
	(7) 緊急時の対応	
4	スクールカウンセラーの効果的な活用のために	2
	(1) スクールカウンセラーの配置形態	
	(2) 教育委員会における支援体制づくり	
	(3) 小・中学校の連携（小中連携型配置）	
	(4) 学校における体制づくり	
	(5) スクールソーシャルワーカーとの連携	
5	スクールカウンセラーの業務遂行に当たって配慮すべき事項	6
	(1) 守秘義務について	
	(2) 情報共有について	
	(3) 家庭訪問について	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 文書等の事務処理	
	(6) 保護者や生徒への連絡	
	(7) 児童虐待に係る通告	
	(8) 主治医の指示に関する運用基準について	
	(9) 対面以外でのカウンセリングについて	

1 スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という）導入の背景

複雑化、多様化する社会の中であって、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等多様化しています。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもあります。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたＳＣの果たす役割に大きな期待が寄せられています。

2 ＳＣ導入のねらい

ＳＣは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められています。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、児童生徒を対象とした心理教育プログラムの実施、ケース会議等教育相談に関する会議、教職員のカウンセリング能力等の向上に関する研修などにも積極的に活用することが重要です。さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要です。

3 ＳＣの職務内容

（１）児童生徒へのカウンセリング

- ・相談室での相談活動
- ・休み時間など日常的な場面での声かけや相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
- ・電話、オンライン等による相談活動

（２）保護者への助言・援助

- ・来校した保護者への相談活動
- ・電話、オンライン等による相談活動
- ・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

（３）児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助

児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、心理テスト、面接及び授業観察等による見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助

※個別の知能や発達に関する専門的な心理検査について、できる限り専門機関等を活用する。

(4) 児童生徒を対象とした心理教育プログラムの実施

児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、リラクゼーションに関する授業や講演会の実施

(5) 教職員へのコンサルテーション

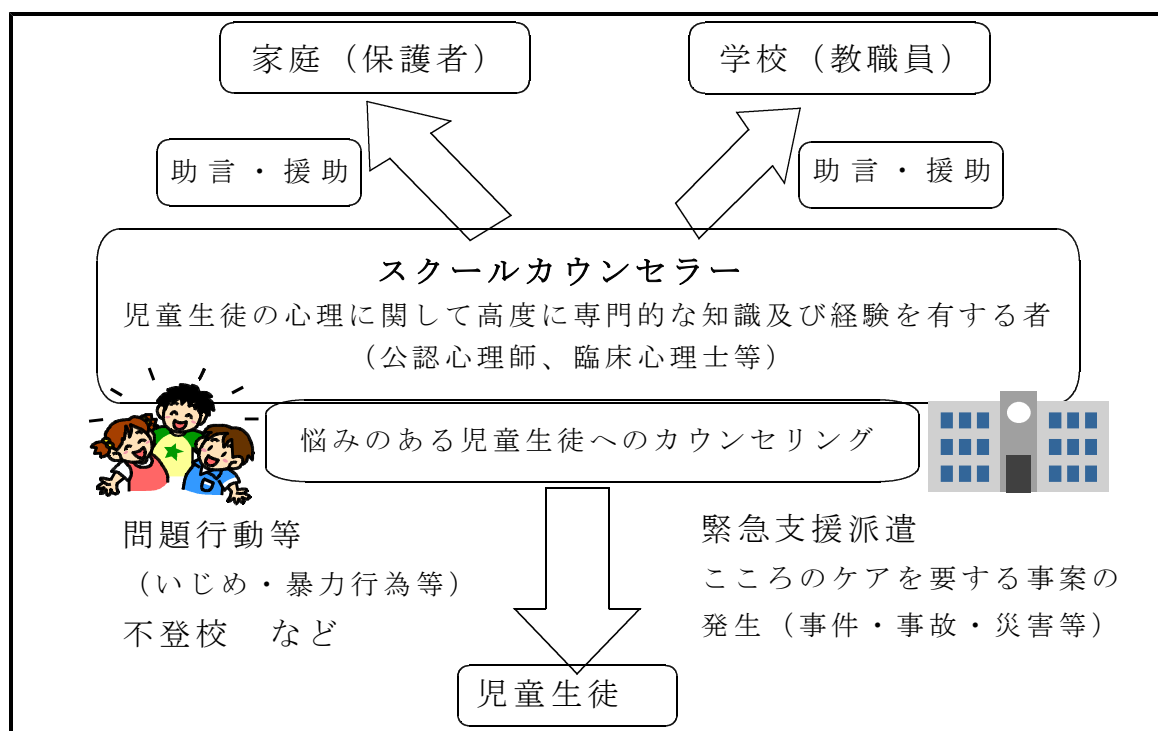
- ・ 児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
- ・ ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

(6) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づき教員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を実施

(7) 緊急時の対応

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、児童生徒等への心のケア



4 SCの効果的な活用のために

(1) SCの配置形態

SCは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置する必要があります。

徳島県では、相談時間数を各学校で一律に定めるのではなく、校種や児童生徒数で差を設けたり、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定し、以下の形態により配置・派遣を行っています。

- ①単独校配置：配置された学校のみを担当
- ②拠点校配置：中学校を拠点校とし、当該中学校区内の小学校を対象校として併せて担当する。また、県立学校を拠点校とし、近隣の県立学校を対象校として併せて担当
- ③県立学校等派遣：学校、教育支援センター、県立総合教育センター、放課後子供教室からの要請を受けＳＣを派遣
- ④緊急支援派遣：災害や事件・事故等の緊急時に際して、市町村教委、学校からの要請によりＳＣを派遣

（２）教育委員会における支援体制づくり

①連絡協議会の開催（年３回）

○ＳＣと学校担当者との連絡協議会

研究協議を通して、学校とＳＣの連携や協働についての理解を深めます。また、事例検討会等の研修により、ＳＣの資質の向上を図り、効果的な取組につなげます。

○心理・福祉・法律等の専門家による連絡協議会

専門家間の連携を推進し、チーム学校の機能強化を図ります。

○ＳＣ連絡協議会

一年間の成果と課題について検証するとともに、次年度の活動内容についての協議を行います。

②ＳＣへのスーパービジョン体制の整備

ＳＣの職務及び勤務形態が特殊であるため、ＳＣが同じ専門職であるＳＣから助言・指導を受けることができない場合があります。そのため、見立てと手立てに関して指導ができ、教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有する者（スーパーバイザー）が、必要に応じ、ＳＣや学校等に対してＳＣの専門性を生かした教育相談が行われているかについて、助言・指導を行うことが必要です。

県教委はスーパーバイザーを学校等に派遣し、ＳＣに対してスーパービジョンを行うとともに、効果的な活用方法について、学校に助言します。

（３）小・中学校の連携（小中連携型配置）

中学校へ配置されたＳＣは、原則として、その域内の小学校と併せて担当します。ＳＣが継続した支援を行うことにより、小学校から中学校への円滑な接続が可能となり、不登校やいじめ等の未然防止に有効です。

また、ＳＣが小学校でアセスメントを行い、中学校に情報提供する取組も考えられます。児童生徒理解・支援シート等を活用して、小・中学校でつながりのある支援を組織的に行ってください。

情報提供に関しては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、児童生徒本人や保護者から同意を得るなど適切な対応に努めてください。

(4) 学校における体制づくり

①校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことが必要です。

ア 教職員全体の共通理解

児童生徒の不登校、問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものです。そのため教育委員会において策定されたビジョンを基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への対応・支援に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要です。

イ ＳＣの校内体制への位置付け

ＳＣが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関する会議を定期的を開催して、出席を要請し、ＳＣが助言及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにすることが望まれます。

※学校いじめ対策組織及び不登校児童生徒に関する会議への参画

ウ 教育相談コーディネーターとなる教員の位置付けと役割

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える問題解決に向けて調整することが求められます。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要です。校務分掌においてもその旨を明確にすることが重要です。

なお、十分な連携の時間を確保する観点から、教育相談コーディネーターを担当する教員については、(学校の実情に応じ)授業の持ち時間の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要です。

エ 緊急支援が必要な場合の対応について

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、児童生徒の不安が高まり、ＡＳＤ（急性ストレス障害）が起こったり、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）が起きることが予想されることから、ＳＣも加わり支援を行うことを検討する必要があります。

さらに、当該学校担当のＳＣだけでは対応ができない場合は、児童生徒の心の安定を図るため、速やかに設置者である教育委員会に相談等を行い、緊急支援としてＳＣの派遣を要請する必要があります。(ＳＣの緊急派遣)

オ 活動環境の整備

○教育相談室の準備

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要です。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設ける等の配慮が必要です。

○教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすることなどのプライバシー保護が必要です。また、児童生徒がＳＣに相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要となります。様々な通信手段の確保等、迅速かつ効果的に職務遂行できる活動環境を整備するとともに、学外の者に対し学校組織の一員であること、守秘義務を負っていることを記載した職員証等を交付するといった配慮が必要です。

カ 保護者等への周知

学年便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、広く保護者や地域の方々にＳＣを紹介・周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要です。

②生徒指導主事との連携

生徒指導主事は、ＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定することが大切です。また、気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）により、児童生徒の課題を共有する必要があります。

③養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とＳＣの連携を深め、必要な情報を共有することが必要です。

④教職員（担任等）との連携

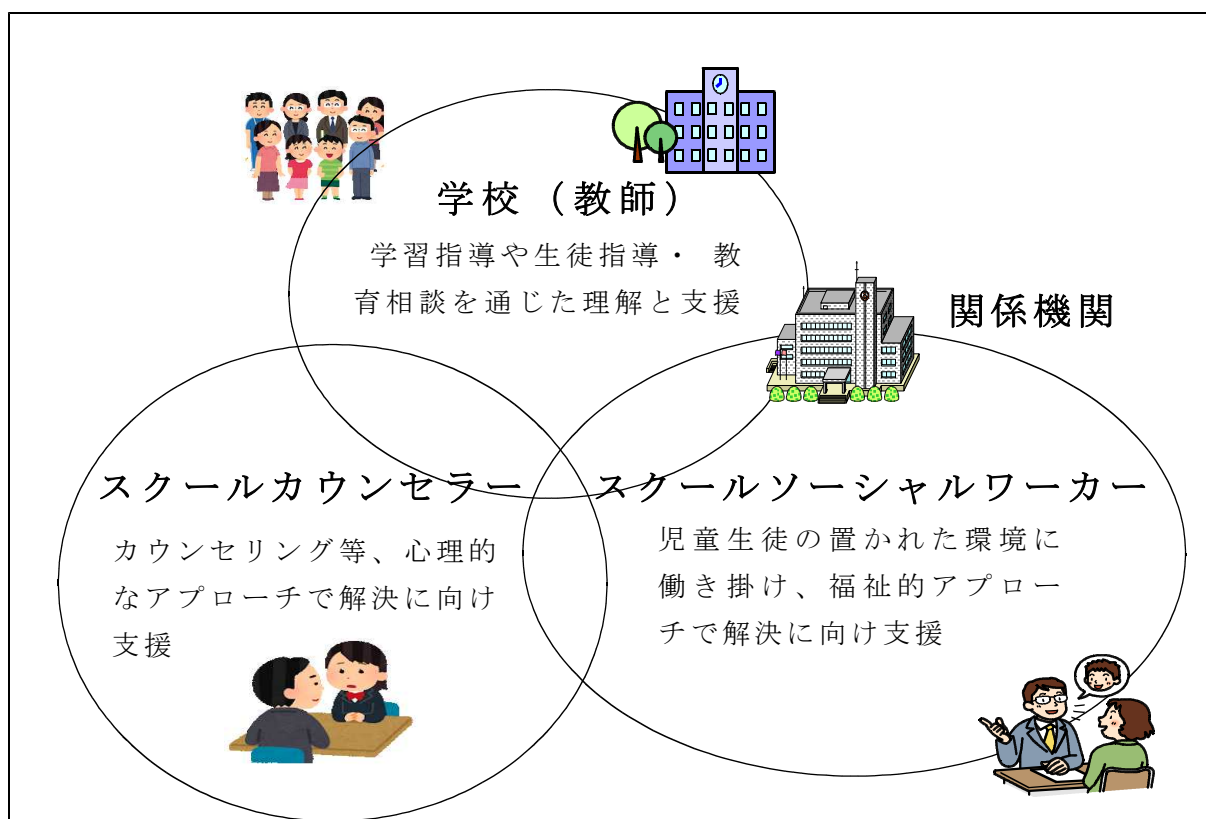
個別相談を行ったＳＣとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるようにする。また、教職員とＳＣが関わる場を設定することにより、日常的な連携が図られるようにすることが望まれます。

(5) スクールソーシャルワーカーとの連携

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、法律や制度を活用して、児童生徒を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより、児童生徒の悩みや課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがあります。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要です。

SCとSSWの違い

	資格等	問題のとらえ方	援助の焦点	援助の方法
【心理の専門家】 スクールカウンセラー（SC）	公認心理師 臨床心理士 等	内面的な成長や 気づきが問題解決の鍵	個人の内面（心理）	カウンセリングを通して問題解決
【福祉の専門家】 スクールソーシャルワーカー（SSW）	社会福祉士 精神保健福祉士	問題は、子供を取り巻く環境との相互作用の中に生じている。	子供を取り巻く生活環境全体。 子供と環境の両方	家庭、学校、地域との間で調整。 地域資源、情報の橋渡し



（学校とSC、SSWとの連携・協働）

5 SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項

SCは、配置校（拠点校、対象校）の校長及び配置校を所管する市町村教育委員会・県教育委員会の指揮監督のもとに業務を行います。

（１）守秘義務について

SCの活動に当たっては、守秘義務が課せられます。また、その職を離れた後も同様です。

SCが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要です。個人情報、電磁的記録媒体を用いて教育委員会や学校外に持ち出すことが原則禁止されています。

紙媒体によるもの（ケース記録等）は、鍵のかかる引き出し・ロッカー等に収納します。これらも外部への持ち出しは禁止され、やむ得ない場合の外部への持ち出しについては、学校長による持ち出しの許可が必要です。

（２）情報共有について

SCは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を共有する必要があります。ただし、SCは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取り扱いについては十分に注意してください。

（３）家庭訪問について

SCの業務は、学校内におけるカウンセリングが基本となるため、通常、家庭訪問は実施しません。ただし、児童生徒の指導上、校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、SCが家庭訪問を実施することは可能です。

（４）関係機関との連携

SCが関係機関との連携の必要性があると判断した場合でも、SCの自己判断で連絡することはできません。必ず校長の許可を得て、学校判断で行います。学校の指導・支援方針に沿って適切に連携を図ります。

（５）文書等の事務処理

校内で文書を配布する場合には、配置校の校長の許可を得ることが必要です。文書の内容については常に学校に相談・確認を行います。

（６）保護者や生徒への連絡

保護者や生徒への連絡は、担任や教育相談担当と相談した上で行ってください。その際は、学校の固定電話で連絡します。校務であることから、SC個人の携帯電話等の使用や個人アドレスを使った電子メールでのやりとり等はできません。

(7) 児童虐待に係る通告

S Cの児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、記録を詳細に残した上で、速やかに学校の管理職に報告することが求められます。管理職は、学校判断として、市町村（虐待対応担当課）、市町村教育委員会又は児童相談所に相談・通告します。

(8) 主治医の指示に関する運用基準について

S Cは、要支援者（児童生徒等）に主治の医師があるときは、その指示を受けなければなりません。（公認心理師法第42条第2項）

S Cは学校や保護者に確認をするとともに、主治医と連携を図ることが必要です。学校は保護者の了解のもと、S Cと情報の共有を図ってください。

(9) 対面以外のカウンセリングについて

学校におけるS Cの面談は、対面が基本です。よって、対面以外のカウンセリングを推奨しているわけではありません。学校での実施が困難な場合に実施が可能です。

電話相談やオンラインカウンセリングを導入することによって、対面相談では応じることのできなかった、不登校やひきこもり等の児童生徒のニーズに、S Cが応えられるようになります。

対面のカウンセリングを行うためのつなぎとして捉え、相談時間や相談回数については配慮して実施してください。